

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成30年10月26日京都市条例第21号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、次のように手数料を定める等の必要な措置を講じることとしました。

- 1 法の規定に基づく認定等の申請に対する審査に係る手数料を、次のように定めることとしました。

区 分	手数料（1件につき）
法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	27,000 円
法第85条第6項前段の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	160,000

- 2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年10月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第21号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中

「

法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	33,000	を
-----------------------------------	--------	---

」

「

法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	27,000	に、
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	33,000	

」

「

法第85条第5項前段の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	存続期間が1月以内のもの	60,000	を
	存続期間が1月を超えるもの	120,000	

」

「

法第85条第5項前段の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	存続期間が1月以内のもの	60,000	に改める。
	存続期間が1月を超えるもの	120,000	
法第85条第6項前段の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		160,000	

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市計画関係手数料条例別表第1(7)の項（建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査に係る部分に限る。）の規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第1条の規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築指導課)